

写

17 消安第 5542 号  
平成 17 年 9 月 2 日

獣医事審議会  
会長 本多 英一 殿

農林水産大臣 岩 永 峯 一

獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について(諮問)

獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限として下記の事項を農林水産省令で定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

1 広告しても差し支えない事項

- (1) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 209 号)第 5 条第 1 項に規定する予防注射その他の予防注射を行うこと。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 20 条第 1 項に規定する生殖を不能にする手術を行うこと。
- (3) 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品を用いた犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
- (4) 飼育動物の健康診断を行うこと。
- (5) 薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器を所有していること。

- (6) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。
- (7) 獣医師法第6条に規定する獣医師名簿の登録年月日及び診療施設の開設年月日
- (8) 診療の業務を行う獣医師が獣医療に関する民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に加入していること。

## 2 その広告の方法等に関する必要な制限

- (1) 1の(1)から(5)までの事項にあつては、提供する獣医療の内容が他の診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- (2) 1の(1)から(5)までの事項にあつては、提供する獣医療の内容に関して誇大な広告を行つてはならないこと。
- (3) 1の(1)から(4)までの事項にあつては、価格を併せて広告してはならないこと。

## 広告制限の特例に係る諮問事項に対する意見とりまとめ

賛成意見	反対意見
<p>【諮問事項 1 の ( 1 ) ～ ( 5 )】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告の規制緩和のためには、①いずれの診療施設においても実施可能な一般的な診療行為、②飼育者が惑わされるおそれが少ないこと、③飼育者にとって必要な情報を勘案して進めるべき。</li> <li>・ 安価な予防注射等により消費者の混乱を招くおそれに対しては、価格の表示を制限することで、取り締まりの根拠とすることができる。</li> <li>・ 規制解除に併せて、問題が生じた際に即座に対応できる国の体制を整えておくべき。</li> <li>・ 広告の制限については、獣医師に十分理解されておらず、行政当局も(社)日本獣医師会等と協力して、例示を示すなど周知徹底を図る必要がある。</li> <li>・ 「狂犬病の予防注射」や「去勢手術・不妊手術」の実施は、各自治体で推進しており、これらの処置に対して、広告を制限することは、これらの取組を弱めることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防注射の実施等の基礎的技能・療法は、獣医師であれば等しく行い得る診療行為であり、これらの行為が実施可能か否かの広告を敢えて規制緩和してまで行う必要性はない。</li> <li>・ 疾病の予防措置等の基礎的技能・療法や特定医療機器の所有について広告の制限を解除した場合、広告合戦による顧客の囲い込みを前提とした勧誘診療を助長させ、動物医療の信頼確保を損なうばかりか、競争激化による質の低下を招き、消費者利益を侵害することになりかねない。</li> <li>・ 広告違反事例が溢れ、都道府県当局による徹底した取り締まりと指導が困難であるがために、当局の都合で広告制限の緩和を行うとするならば、本末転倒。</li> <li>・ 国や自治体が行う、又は自治体の施策推進のために公共団体から委託を受けた公共団体が行う普及・啓発活動は、「公告」又は「公報」とし、「広告」とは区分すべき。</li> </ul>

賛成意見	反対意見
<p data-bbox="255 296 815 328">【諮問事項２の（１）～（３）】</p> <ul data-bbox="255 336 1120 443" style="list-style-type: none"><li data-bbox="255 336 1120 443">・ 低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、料金広告や比較広告の禁止などの措置を十分に講じるべき。</li></ul>	<ul data-bbox="1149 336 1998 702" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1149 336 1998 443">・ 虚偽広告、比較広告、誇大広告の制限を本則に定め、医療法と同様、違反事例に対しての罰則が必要。</li><li data-bbox="1149 483 1998 702">・ 獣医療法における広告制限の対象は、獣医師等の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、価格に関する事項は制限対象とされていない。価格について制限を加えるのであれば、特例扱いではなく、本則で定める必要。</li></ul>

## 獣医療における広告規制について

## 1 獣医療における規制の現状

獣医療法第 17 条により、一部の事項を除き、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項は「何人も」広告してはならないこととしている。

「広告」

随時又は継続してある事項を広く知らせるもの。

「広告できる事項」

## (1) 法第 17 条第 1 項に規定されている事項

## ① 獣医師又は診療施設の専門科名

専門科名とは

ア 大学の講座名にある等一般に広く認められているもの

外科、整形外科、内科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科、エックス線科、レントゲン科）、皮膚科、耳鼻科、寄生虫科、泌尿器科、腫瘍科、消化器科、循環器科、呼吸器科、眼科、歯科、アレルギー科、画像診断科

イ 診療対象動物を示すもの

## ② 獣医師の学位又は称号

ア 学位：大学評価・独立行政法人学位授与機構又は旧学位令により授与される学位（学士、修士、博士）。正式には、学位の頭に大学名を併記する。

イ 称号：得業士（旧制の専門学校の卒業生に与えられた称号）又は獣医師法附則第 19 項に規定する新制獣医師。大学教育法第 68 条の 3 に規定する名誉教授。その他獣医師の所有する国家資格。

## (2) 農林水産省令に規定されている事項

- ① 家畜体内受精卵の採取を行うこと。
- ② 家畜防疫員であること。
- ③ 都道府県家畜畜産物衛生指導協会の指定獣医師であること。
- ④ 農業災害補償法に規定する組合等もしくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師又は指定獣医師であること。

(3) 獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関係しない事項

例：獣医師である旨、診療施設の名称・連絡先・所在の場所を表示する事項、常時診療に従事する獣医師の氏名、診療日又は診療時間、入院設備の有無、保健指導、健康相談、料金（初診料〇〇円）等

「広告できない事項」

(1) 技能・療法

例：〇〇の予防、〇〇の検査、〇〇の治療（〇〇は疾病名、病原体名）、健康診査（健康診断、健康チェック）、避妊（不妊）、去勢、予防接種（ワクチン接種）、手術、注射、駆虫、麻酔 等

(2) 経歴

例：〇〇大学獣医学科卒業、〇〇獣医師会会員、〇〇獣医学会会員、〇〇動物病院（広告している診療施設とは別の施設）に勤務、〇〇市学校飼育動物獣医師、開院〇周年

## 2 獣医療広告に関する法規制

### 獣医療法（抄）

第十七条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条第一項の規定に違反した者

## 獣医療法施行規則（抄）

第二十四条 法第十七条第二項 前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条の三第二項第四号 に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。
- 二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十三条第三項 に規定する家畜防疫員であること。
- 三 家畜伝染病予防法第六十二条の二第二項 に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条 の法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。
- 四 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条第三項 に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会から同法第九十六条の二第一項（同法第百三十二条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等（同法第十二条第一項 に規定する組合員等をいう。）の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。

### 平成4年度獣医事審議会免許部会確認事項

獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えない事項についての基本的考え方

- 1 獣医療に関する広告の制限は、獣医療に関し十分な専門的知識を有しない動物の飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害を被らせることを防止するという趣旨から行われている。
- 2 したがって、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち広告しても差し支えないとする事項を定めるに当たっては、この広告制限の趣旨を踏まえて、動物の飼育者等に対する適切な情報の提供を図る観点から行う必要がある。
- 3 この場合、以下の要件に留意することが必要と考える。
  - (1) 法令等において用語が規定されている等、その事項の概念、範囲が明確にされているもの。
  - (2) 法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するもの。
  - (3) 社会的に混乱を招くおそれのないもの。

## 医療における広告規制について

I 社会保障審議会医療部会における医療提供体制に関する意見中間まとめ  
(平成17年8月1日)

## 1 患者・国民の選択の支援

## (1) 医療機関についての患者・国民の選択の支援

## ① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 医療機関等が広告可能な事項については、患者・国民の選択を支援する観点から、これを拡大していくことが適当。

## II 社会保障審議会医療部会における医療提供体制に関する意見

(平成17年12月8日)

## 2 患者・国民の選択の支援

## (2) 広告規制制度の見直し

- 広告規制制度については、患者・国民の選択を支援する観点から、現行のように1つ1つの事項を個別に列記するのではなく、一定の性質を持った項目群ごとに、「包括的規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大。

III 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（医療法改正、平成18年6月21日）・・・資料5-③-（ア）

## IV 医療情報の提供のあり方等に関する検討会

平成19年4月の改正医療法の施行に向け、必要な省令等の内容を検討するとともに、法施行後において、新たな広告規制制度の円滑な実施等のための事後チェック機能の実施等を行うために設置。

第2回検討会（平成18年10月31日）・・・資料5-③-（イ）

広告規制に関する考え方・議論の整理

## 1 医療に関する広告規制の見直しに当たっての基本的考え方

- 医療に関する広告規制の見直しの検討においては、「中間まとめ」においても記述しているように、
  - ① 患者の情報ニーズに応える観点（広告される情報量の拡大）
  - ② 利用者保護を図る観点（広告される情報の質（客観性）の確保）という2つの要請を満たす必要があることについて留意する必要。

第3回検討会（平成19年2月1日）・・・資料5-③-（ウ）

広告できる事項の見直し及び広告に関するガイドラインの作成について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律  
平成18年6月21日法律第84号

## 第二章 医療に関する選択の支援等

### 第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告（第六条の五―第六条の八）

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他のいかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

第六条の七 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 助産師である旨

二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医療、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告

を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

資料2

広告規制の見直し等について

## 資 料 目 次

1. 広告規制の見直しに関するこれまでの意見 . . . P. 1
2. 改正医療法における広告規制の見直しの内容 . . . P. 12

## 1. 広告規制の見直しに関するこれまでの意見

## 広告規制の見直しについて

### ◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

#### 1. 患者・国民の選択の支援

##### （1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

##### ① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 医療機関等が広告可能な事項については、患者・国民の選択を支援する観点から、これを拡大していくことが適当である。
- その際、広告規制の方式としては、現行制度で採用している、客観的で検証可能な事項を広告可能な事項として列挙する方法（ポジティブリスト方式）と、逆に、客観的でない、あるいは検証不可能であるといった、広告が不適当な事項を規定する方法（ネガティブリスト方式）とがある。患者の情報ニーズ、利用者保護の観点、規制の実効性等を考慮した上で、以下の観点を踏まえ、また二つの方法のメリット・デメリットを考慮しつつ、引き続き検討を進め、本年末までに結論を得るものとする。
  - ・ ネガティブリスト方式については、利用者保護という広告規制の趣旨を踏まえ、客観性や検証可能性が確保されているかどうか十分に検証しつつ、ネガティブリストの範囲について検討する。
  - ・ ポジティブリスト方式については、利用者の選択の支援という観点からも、広告できる事項の追加を迅速に行う仕組みの導入や、広告できる内容の不十分さ、硬直性や表現の難解さを改善する方策を検討する。

## ◆ 医療に関する広告規制に関する考え方・議論の整理

### 1. 医療に関する広告規制の見直しに当たっての基本的考え方

○ 医療に関する広告規制の見直しの検討においては、「中間まとめ」においても記述しているように、

- ① 患者の情報ニーズに応える観点（広告される情報量の拡大）
- ② 利用者保護を図る観点（広告される情報の質（客観性）の確保）

という2つの要請を満たす必要があることについて留意する必要がある。

〔参考：医療における広告規制の考え方〕（第6回医療部会資料より）

医療の性格に起因する次のような問題があるため、医業・医療機関の広告について一定の規制を行い、利用者保護を図ることが必要。

- ① 医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適切なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがある。
- ② 医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である。

### 2. 医療に関する広告規制の各方式の検討

#### (1) 現行のポジティブリスト方式の問題点

○ 現行のポジティブリスト方式は、1. に掲げる医療の性格を踏まえると、広告される情報の質を確保し利用者保護を図るという点は優れているが、新たな追加事項への対応や広告できる内容の不十分さ・硬直性、表現の難解さ等の問題があり、広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに迅速に応えるという観点から見ると不十分である。

## (2) ネガティブリスト方式への転換に係る問題

- ネガティブリスト方式については、広告できる情報の量の拡大の程度は非常に大きいですが、一部の例外を除き広告自由となり、行政の関与の余地は少なくなるため、広告できる情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図るという観点から見ると不十分である。
- すなわち、「虚偽」や「誇大」に該当するものは、そのような表現でリスト化が可能であるが、必ずしもこれらに該当しないもので、利用者保護の観点から問題があると考えられるものをあらかじめすべて予想してリスト化することは困難である。
- なお、現行のポジティブリスト方式において、広告できる内容を厳格に規制していることとのギャップが非常に大きいいため、広告できる事項の急激な拡大に伴う現場（都道府県における規制等）の混乱が生じる。

## 3. 広告規制の見直しに向けた具体的方策（案）

### (1) 新たな広告規制の方式（「包括規定方式」）の導入

- 広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに応えるという要請と、広告される情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図る要請の双方を満たす新たな広告規制の方式として、以下を主な内容とするいわゆる「包括規定方式」を導入することとしてはどうか。

### (2) 「包括規定方式」の概要

- 「包括規定方式」においては、現行の告示のように1つ1つの事項を個別に列記するのではなく、一定の性質をもった項目群ごとに、例えば、「〇〇に関する客観的事実」等と規定する。（規定案は、別紙参照。）

- この「包括規定方式」の導入により、現行のポジティブリスト方式に比べ、広告内容に関する厳格さは一定程度緩和されるため、ネガティブリスト方式のメリット（ポジティブリスト方式のデメリット）である広告可能な内容を相当程度拡大することが可能と考えられる。

※ 例えば、平成14年3月の医療部会意見書や、平成16年1月の「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」において検討項目として挙げられた事項は、この規定案であれば、（参考）で示すとおり、いずれかの規定に該当し、広告可能ということになる。

- 一方で、「包括規定方式」の規定案においては、各号を「〇〇に関する客観的事実」として規定することで、事実には当たらない「広告する側の主観的判断や評価」を排除するとともに、客観的事実についても一定の制限（別紙のリスト案においては、治療の方法や医師等の専門性について、現行通り、広告できる内容を列記することとしている。）を設けることにより、情報の質（客観性）は確保されるため、利用者保護という現行のポジティブリスト方式のメリットを維持（ネガティブリスト方式のデメリットを克服）することは可能であると考えられる。

- なお、治癒率、術後生存率、患者満足度などの医療の実績情報（アウトカム指標）については、広告可能な事項となりうるよう規定を措置した上で、「中間まとめ」を踏まえ、今後、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発等、情報提供の基盤整備を速やかに進め、客観的な評価の仕組みが講じられたものから、段階的に広告できる事項として認めていくこととする。

その際、一定の病院については、その提供する医療の実績情報（アウトカム指標）に関するデータが収集され、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発のために活用されるとともに、分析後のデータがこれらの医療機関に還元されるなど、医療の実績情報（アウトカム指標）に関する情報提供の基盤整備のための取組が進むよう、具体的な方策を講じてはどうか。

#### 4. 「包括規定方式」の導入に伴い必要と考えられる措置

##### (1) 広告規制違反に係る直接罰規定の見直し

- 現行の医療法においては、広告できる事項以外の内容を広告した場合には「6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の直接罰が科される。
- 罪刑法定主義の観点から、この直接罰の構成要件を明確にする必要があることから、現行の広告規制におけるポジティブリストは厳格に規定されている。
- 一方で、現行の厳格なポジティブリスト方式に代えて「包括規定方式」を導入した場合には、各事項の規定ぶりが緩やかとなり、罰則の構成要件として妥当なものではなくなると考えられるため、広告規制違反に係る直接罰の見直しについて検討が必要である。
- なお、広告規制における直接罰を見直すに当たっては、罰則に関する以下の基本的考え方を踏まえることが必要である。

##### 〔罰則の適用に関する基本的考え方〕

- ◆ 義務違反に対して罰則を科すことが適当か。
  - － 法令の目的及び実体上の義務規定の内容等を検討し、罰則が公共の福祉を維持、増進するために不可欠であることが必要。
- ◆ 罰則の構成要件が明確か。

##### ① 規制の妥当性の観点からの検討

- 医療法においては、広告により患者が不適切な受診へと誘引されてはいけないという視点から、広告可

能な事項を極めて限定的なものとし、それ以外の内容について広告すること自体を、直接罰をもって禁止してきたところである。

- このような直接罰による規制は、「患者保護のために、患者が受ける情報を制限する」という基本的考え方の中では、妥当であったと考えられるが、その一方で、近年は、「患者自身の決定を基本としつつ、患者にきちんと情報が提供されその選択を支援していく」と、患者に対する情報提供に関する基本的考え方が変わってきており、その考え方にたって、当医療部会においても、①都道府県を通じた積極的な情報提供、②広告規制の緩和、③国・地方公共団体の情報提供の責務の創設 等、医療に関する積極的な情報提供の推進について審議が進められている。
- このような基本的考え方に照らすと、従来の方針に基づく規制、つまり、広告できる事項として列記された以外の情報が広告されること自体を直接罰により禁止するという方式を維持することは妥当でなく、直接罰から行政的な関与を基本とした間接罰の枠組みへと改め、患者・国民の選択の支援を図っていくことが、必要であると考えられるがどうか。
  - ※ 「間接罰」とは、違法行為に対し、まず、行政指導や行政命令を行った上で、行政命令等への違反があった場合に、それを理由として適用される罰則をいう。これに対し、現行の医療法の広告規制の例のように、違法行為に対し、即時に適用される罰則を「直接罰」と言う。
  - ※ 虚偽等の悪質な広告については、直接罰により規制の実効性を担保することも十分意義があると考えられるが、このようなケースについては、一般法（不正競争防止法）により直接罰を科すことができる仕組みとなっている。

(参考：一般法における直接罰の適用について)

- 不正競争防止法においては、
  - ・ 不正の目的をもって役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又は、表示をして役務を提供する行為（不正競争）を行った者
  - ・ 役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者に対し、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金（現行の医療法よりも重い量刑）を課している。

## ② 規制の実効性の観点からの検討

- 現行の直接罰については、現実に適用されているケースがほとんどなく、都道府県は、通常は、違反広告に対して告発ではなく行政指導として対応している。
- これは、現行のポジティブリスト方式において、違反広告に該当するか（直接罰の構成要件を満たすか）について、都道府県等が判断し医療法違反として告発することが難しいことがその理由と考えられ、現行の広告規制違反に係る直接罰が十分な実効性をあげているとは言えない状況にある。
- これに加え、以下の点を踏まえると、直接罰を見直し、間接罰により改善を図る体系へと移行することが規制の実効性の観点からも適当であると考えられるがどうか。
  - ・ 直接罰規定を見直し間接罰へと移行しても、現行制度下における運用と異なるものではなく規制の実効性は確保されると考えられること。
  - ・ 今般の広告規制の見直しにおいては、事後チェック機能を導入することとしており（下記(3)参照。）、虚偽等悪質なものの以外でも問題事例が発生した場合には、適切な行政的対応を図ることができること。
  - ・ 間接罰の場合には、幾度にわたる行政指導を経て罰則が適用されるため、罰則の構成要件が明確となり、都道府県における規制の運用もスムーズとなると考えられることから、規制の実効性が上がるので

はないかと考えられること。

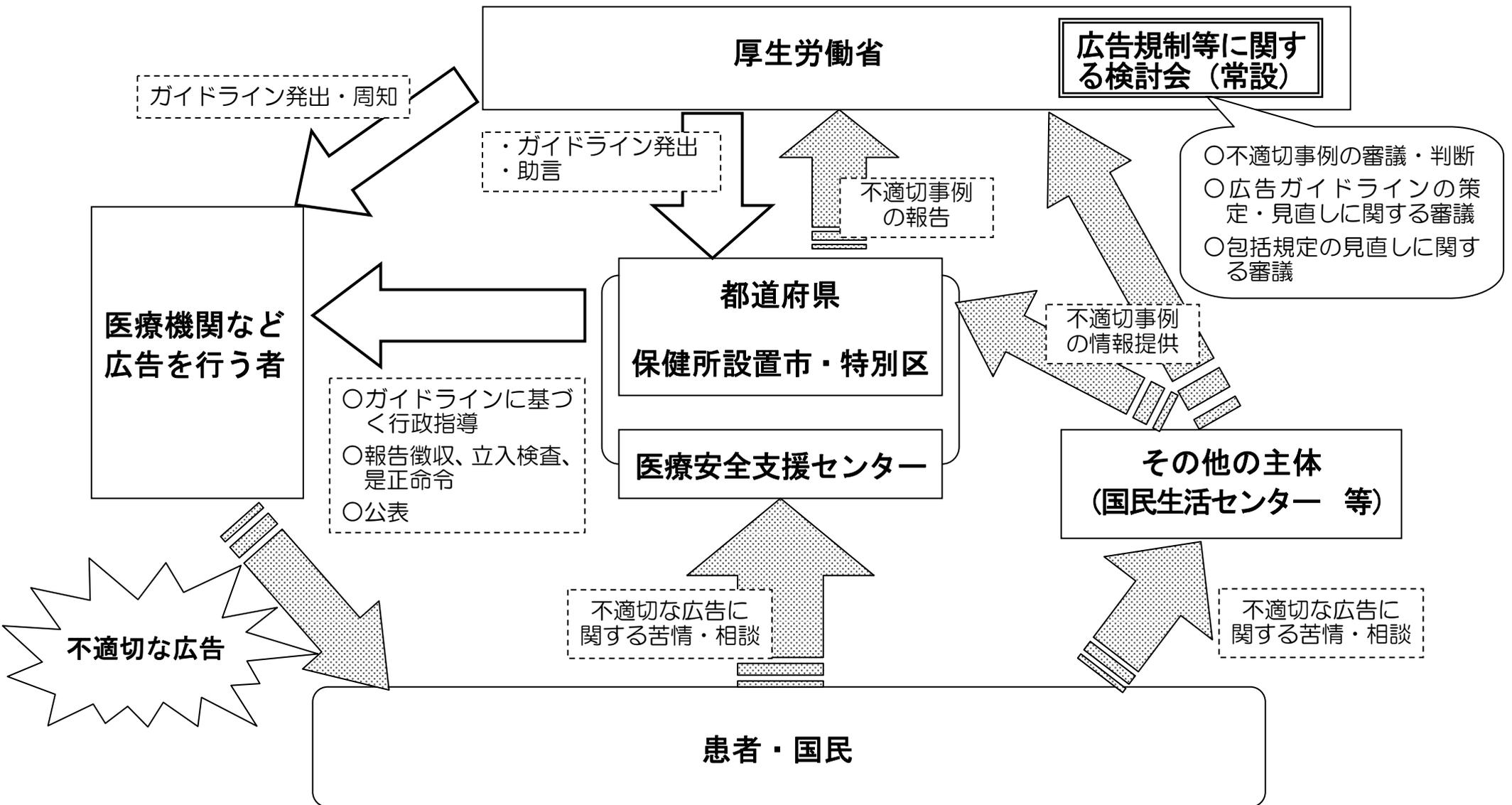
## (2) 新たな立入権限の創設

- 直接罰から間接罰への移行に伴い、広告規制違反に対する規制は、医療法第25条による医療機関に対する一般的な立入検査等に限られることになるため、医療機関以外の者が行う広告に対し、一切の規制が行えなくなるという問題が生ずる。
  
- そのため、医療機関を対象とする第25条とは別に、医療機関以外の者を含めて広告規制に違反した者に対し、①報告徴収、②立入検査・調査・質問、③広告の中止や内容の是正の命令 を行うことができる根拠規定を医療法上新たに設けることとしてはどうか。
  
- その際、あわせて、都道府県知事が広告の中止や内容の是正の命令を発したときにその事実を公表できる規定も新たに設けることとしてはどうか。

## (3) 新たな検討会の立ち上げ等による事後チェック機能の充実

- 包括規定の導入、直接罰の間接罰への見直しに伴い、行政による事前の関与が減少するため、広告規制を実効性あるものとするためにも、実際に広告された内容の客観性等を判断し、包括規定について随時見直しを行い、改善を図るための事後チェック機能をあわせて整備することが必要ではないか。
  
- 具体的には、厚生労働省に常設の少人数の検討会を設置し、①広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行い、②包括規定方式の下で広告された不適切な事例について都道府県から報告を受け、その適否を審議して、随時、広告に関するガイドラインの見直しを行うこととしてはどうか。

# 広告規制に係る事後チェック機能の概要（イメージ図）



「包括規定方式」におけるリスト（案）

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 政令で定める標榜診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの（①を除く。）  
（注：医師・歯科医師の専門性については、現行制度（医師及び歯科医師の専門性に関して学術団体が認定する資格名）のままとする。）
- ⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨（④を除く。）
- ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実（⑧、⑨、⑭を除く。）
- ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実
- ⑧ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称その他の病院又は診療所の行う医療に係る連携に関する客観的事実
- ⑨ 診療録その他の診療情報の提供、医療に関する相談を受け付ける体制その他の患者への情報提供に関する客観的事実
- ⑩ 病院又は診療所において行われる医療の内容（⑫を除く。）に関する客観的事実（治療の方法については、厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）  
〔注：保険診療に関する治療の方法については、その内容が社会保険診療報酬で認められたものに対応していれば、その表現については、点数表と合致することまでは求めず、わかりやすい平易な表現による広告も認める。〕
- ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す客観的事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの  
（注：アウトカム指標については、今後の取組により客観的な評価の仕組みが確立されたものから、この規定に基づき、段階的に広告を可能とする。）
- ⑫ 予防接種、治験その他の診療に関連する事業の実施に関する客観的事実
- ⑬ 病院又は診療所が患者に対し提供する役務（医療の内容に関するものを除く。）に関する客観的事実
- ⑭ 病院又は診療所の経営の状況、開設者に関する客観的事実その他の病院又は診療所の経営に関する客観的事実
- ⑮ その他厚生労働大臣の定める事項

参考： 医療部会意見書（平成 14 年 3 月）、「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」（平成 16 年 1 月）  
 で検討項目として挙げられた事項との関係

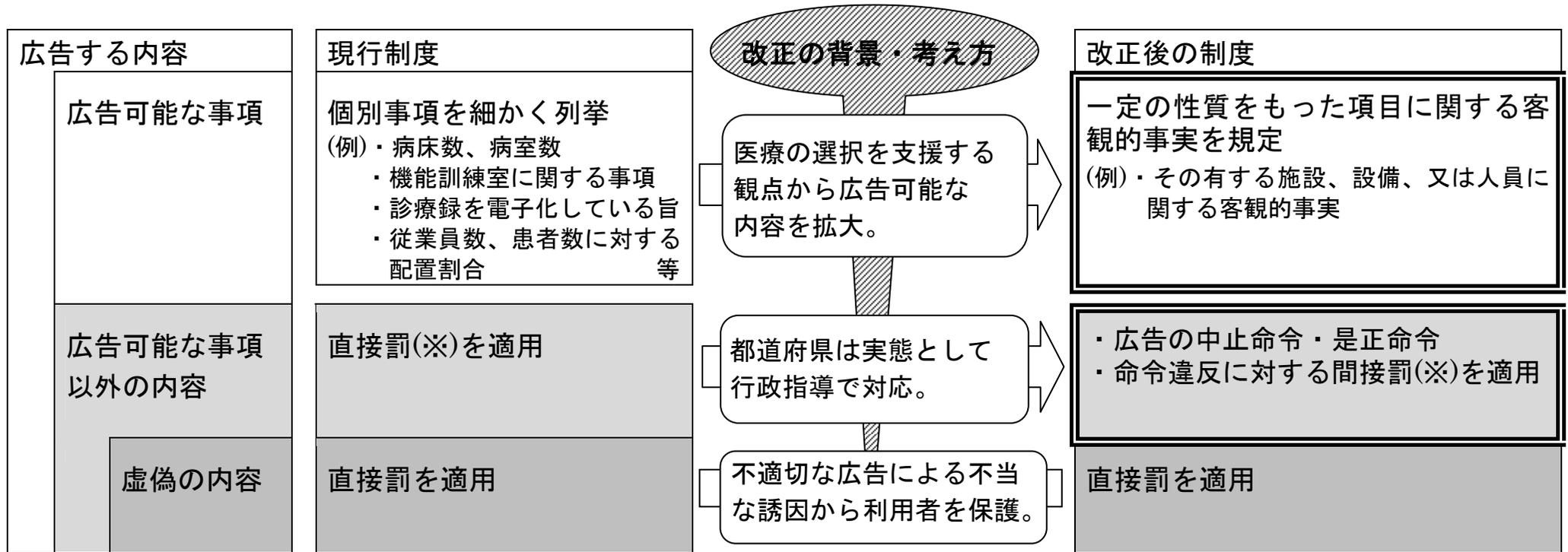
☆：医療部会意見書      ★：医療分野における規制改革に関する検討会報告書

- ★ その医療機関で働く医療資格者が受けた教育や研修に関する事項
  - ☆ 専門看護師・認定看護師
  - ★ 看護師の専門性に関する事項
  - ☆ スタッフの略歴
  - ★ 看護師等医療スタッフの略歴
- … ④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に  
 … 関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの  
 （※ 告示で定めることにより広告可能となる。）
- ☆ 看護実習病院
  - ★ その医療機関が医療資格者の養成所の実習施設であること
- … ⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨
- ★ 検査又は画像診断の方法
  - ★ 医療機器に関する事項
  - ★ その医療機関の施設の写真又は映像
- … ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実
- ☆☆ 死亡率 … ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの （※ ただし、客観的な評価が確立された後に広告可能となる。）
  - ☆ 院内感染対策に関する事項 … ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実

## 2. 改正医療法における広告規制の見直しの内容

# 広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大（医療法）

- ・ 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、現行の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「〇〇に関する事項」というように包括的に規定する方式に改める。  
⇒ 広告規制の大幅な緩和
- ・ 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改める。



※ … 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

- 【 緩和される広告の例 】
- 医療スタッフの略歴、従事者の受けた研修、専門性
  - 院内感染対策に関する事項
  - 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示
  - 医療機器に関する事項
- 等

## 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」第6条の5

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
- ④ 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- ⑥ 入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業員に関する事項
- ⑦ 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- ⑧ 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- ⑨ 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
- ⑩ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- ⑪ 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
- ⑫ 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- ⑬ その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

改正医療法上の規定(病院・診療所等)	現行の広告可能な事項(病院・診療所等)
一 医師又は歯科医師である旨	法 一 医師又は歯科医師である旨
二 診療科名	法 二 次条第一項の規定による診療科名
	法 三 次条第二項の規定による診療科名
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名	法 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無	法 六 診療日又は診療時間
	告 三十三 予約に基づく診察の実施
	告 一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨
	告 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
	告 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨
	告 六 母体保護法指定医である旨
	告 七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨
	告 八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨
	告 九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨
	告 十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨
五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨	告 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨
	告 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨
	告 十五 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨
	告 十七 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院である旨
	告 十八 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨
	告 十九 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨
	告 二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨

改正医療法上の規定(病院・診療所等)	現行の広告可能な事項(病院・診療所等)
六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項	法 七 入院設備の有無
	告 四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合
	告 四十八 病床数又は病室数
	告 五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項(医療の内容に関するものを除く。)
七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	法 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
	告 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨
	告 四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別
八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項	告 三十四 休日又は夜間における診療の実施
	告 四十九 診療録を電子化している旨
	告 五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨
	告 五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨
	告 五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨
九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項	法 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
	告 五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項
	告 五十九 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称
十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項	法 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
	告 三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号
	告 五十 入院診療計画を導入している旨

改正医療法上の規定(病院・診療所等)	現行の広告可能な事項(病院・診療所等)
<p>十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)</p>	<p>告 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨</p>
	<p>告 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を行っている旨</p>
	<p>告 二十 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨</p>
	<p>告 二十一 平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院である旨</p>
	<p>告 二十二 基本診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第四十九号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨</p>
	<p>告 二十三 特掲診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第五十号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨</p>
	<p>告 二十四 入院時食事療養の基準等(平成六年厚生省告示第二百三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨</p>
	<p>告 二十七 実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。)</p>
	<p>告 三十五 往診の実施</p>
	<p>告 三十六 在宅医療の実施</p>
	<p>告 三十七 訪問看護に関する事項</p>
<p>告 四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施</p>	

改正医療法上の規定(病院・診療所等)	現行の広告可能な事項(病院・診療所等)
<p>十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの</p>	<p>二十八 当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。)</p>
	<p>告二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数</p>
	<p>告三十 平均在院日数</p>
	<p>告四十六 患者数</p>
	<p>告六十三 平均病床利用率</p>
	<p>十三 その他前各号に掲げる事項のほか、これらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項</p>
<p>告三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨</p>	
<p>告四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨</p>	
<p>告十六 公害医療機関である旨</p>	
<p>告三十八 健康診査の実施</p>	
<p>告三十九 保健指導又は健康相談の実施</p>	
<p>告四十 予防接種の実施</p>	
<p>告四十二 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第七項に規定する治験に関する事項</p>	
<p>告五十八 介護老人保健施設又は医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四十二条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務を専ら行うための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称</p>	
<p>告四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項</p>	
<p>告四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用</p>	
<p>告五十七 対応することができる言語</p>	
<p>告六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類</p>	
<p>告六十一 駐車設備に関する事項</p>	
<p>告六十二 理事長の略歴、年齢及び性別</p>	
<p>告六十四 外部監査を受けている旨</p>	
<p>告三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)</p>	
<p>告六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨</p>	
<p>告六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項</p>	

改正後の医療法上の規定(助産所等)	現行の広告可能な事項(助産所等)
一 助産師である旨	法 一 助産師である旨
二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名	法 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
三 就業の日時及び予約に基づく業務の実施の有無	法 四 就業の日時 告 六 予約に基づく業務の実施
四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項	法 五 入所施設の有無
五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	法 三 常時業務に従事する助産師の氏名 告 四 助産師の略歴及び年齢
六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項	告 七 休日又は夜間における業務の実施 告 十五 安全管理のための体制を確保している旨
七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項	
八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報提供に関する事項	法 六 助産録に係る情報を提供することができる旨 告 五 当該助産所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号

改正後の医療法上の規定(助産所等)	現行の広告可能な事項(助産所等)
	法 八 その他厚生労働大臣の定める事項
	告 一 生活保護指定助産所
	告 二 受胎調節実地指導員
	告 八 分べんの介助の実施
	告 九 自宅分べんの介助の実施
	告 十 保健指導の実施
	告 十一 訪問指導の実施
	告 十二 健康検査の実施
九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項	告 三 当該助産所で行われた分娩の件数
	告 十四 妊産婦数及びじょく婦数
	告 十三 費用の支払方法又は領収に関する事項
	告 十六 対応することができる言語
	告 十七 当該助産所の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類
	告 十八 駐車設備に関する事項
	告 十九 理事長の略歴、年齢及び性別
	告 二十 外部監査を受けている旨
	告 二十一 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録期間に登録している旨

## 広告規制についての医療法関連規定

## 広告の方法及び内容に関する規制について

広告の方法及び内容に関する基準

◆法第 6 条の 5 第 4 項（病院、診療所）

○第 1 項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆法第 6 条の 7 第 3 項（助産所）

○第 1 項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆医療法施行規則第 4 2 条の 3

【現行規定】

◎法第 6 9 条第 2 項及び第 7 1 条第 2 項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 提供する医療の内容が他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

【改正案】

◎法第 6 条の 5 第 4 項及び第 6 条の 7 第 3 項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 誇大な広告を行ってはならないこと。
- 3 客観的事実であることを証明できない内容の広告を行ってはならないこと。
- 4 公序良俗に反する内容の広告を行ってはならないこと。

## 広告規制についての医療法関連規定

### 資料1

【第六条の五】 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの

者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

【第六条の七】 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを  
広告してはならない。

一 助産師である旨

二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

【第六条の八】 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 広告規制についての医療法関連規定対応表

広告規制についての医療法関連規定対応表

資料3

法律の規定(病院・診療所)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
一 医師又は歯科医師である旨		法 一 医師又は歯科医師である旨	
二 診療科名		法 二 次条第一項の規定による診療科名 法 三 次条第二項の規定による診療科名	
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名		法 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項	
四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無		法 六 診療日又は診療時間 告 三十三 予約に基づく診察の実施	
五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨		告 一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨 告 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨 告 六 母体保護法指定医である旨 告 七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨 告 八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨 告 九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨 告 十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨 告 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨 告 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨 告 十五 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨 告 十七 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院である旨 告 十八 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨 告 十九 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨 告 二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨	
六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項		法 七 入院設備の有無 告 四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数及び患者数に対するこれらの従業者の配置割合 告 四十八 病床数又は病室数 告 五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項(医療の内容に関するものを除く。)	★医療機器→○(ただし、個別の販売名は×) ★映像、写真→○
七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	◎診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴 ◎別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準(※別紙参照)に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨	法 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 告 四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別 告 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨	★研修→×
八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項		告 三十四 休日又は夜間における診療の実施 告 四十九 診療録を電子化している旨 告 五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨 告 五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨 告 五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨 告 五十四 安全管理のための体制を確保している旨	

法律の規定(病院・診療所等)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項		法 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称	
		告 五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項	
		告 五十九 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称	
十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項		法 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨	
		告 三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号	
		告 五十 入院診療計画を導入している旨	
十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)	◎保険診療	告 二十七 実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。)	
	◎評価療養及び選定療養	告 四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施	
	◎分娩(保険診療に係るものを除く。)		
	◎自由診療のうち、診療報酬点数表に記載されているもの、評価療養又は選定療養(以下、「保険診療等」という。)と同一のもの。ただし、保険診療等を算定若しくは選択可能な医療機関又は当該医療機関と同等の医療機関が、自由診療を行う旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。		
	◎自由診療のうち、薬事法の承認又は認証を受けた医療機器又は医薬品について、承認又は認証を受けた範囲を逸脱しない使用を行うもの。ただし、自由診療である旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。		★医療機器・医薬品の販売名→×
十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの		告 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を行っている旨	
		告 二十 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨	
		告 二十二 基本診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第四十九号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨	
		告 二十三 特掲診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第五十号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨	★治療方針→○ ★専門外来→×
		告 二十四 入院時食事療養の基準等(平成六年厚生省告示第二百三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨	
		告 三十五 往診の実施	
		告 三十六 在宅医療の実施	
		告 三十七 訪問看護に関する事項	
	◎当該医療機関で行われた手術の件数(前号において厚生労働大臣が定めるものに限る。)	告 二十八 当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。)	
	◎当該医療機関で行われた分べんの件数	告 二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数	
	◎患者の平均的な入院日数	告 三十 平均在院日数	
	◎在宅患者、外来患者又は入院患者の数	告 四十六 患者数	
	◎平均的な在宅患者、外来患者又は入院患者の数		
	◎平均病床利用率	告 六十三 平均病床利用率	
	◎治療結果に関する分析を行っている旨又は分析結果を提供している旨		★死亡率、治癒率、術後生存率→×
	◎患者満足度調査を実施している旨又は実施結果を提供している旨		★患者の声、患者満足度そのもの→×

法律の規定(病院・診療所等)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
		法:十一 その他厚生労働大臣の定める事項	
	◎健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨	告:二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨	
	◎船員保険病院又は船員保険診療所である旨	告:三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨	
	◎国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨	告:四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨	
	◎法令の規定に基づく事業又は国の通達に基づく事業を実施する病院又は診療所である旨	告:十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨 告:十六 公害医療機関である旨	★災害拠点病院→○ ★へき地医療拠点病院→○ ★総合周産期母子医療センター→○
	◎健康診査の実施	告:三十八 健康診査の実施	
	◎保健指導又は健康相談の実施	告:三十九 保健指導又は健康相談の実施	
	◎予防接種の実施	告:四十 予防接種の実施	
	◎薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験に関する事項	告:四十二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第七項に規定する治験に関する事項	
十三 その他前各号に掲げる事項のほか、これらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項	◎介護老人保健施設又は医療法(昭和23年法律第205号)第42条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる業務を専ら行うための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供されるサービス	告:五十八 介護老人保健施設又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務を専ら行うための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称	
	◎受診の便宜を図るためのサービス	告:四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項 告:四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用 告:五十七 対応することができる言語 告:六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類 告:六十一 駐車設備に関する事項	★携帯電話を使用できる→○ ★インターネットに接続できる→○ ★通訳の配置→○
	◎開設者に関する事項	告:六十二 理事長の略歴、年齢及び性別	
	◎外部監査を受けている旨	告:六十四 外部監査を受けている旨	
	◎財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)	告:三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)	
	◎財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	告:六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	
	◎前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項	告:六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項	

法律の規定(助産所)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
一 助産師である旨		法 一 助産師である旨	
二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名		法 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項	
三 就業の日時及び予約に基づく業務の実施の有無		法 四 就業の日時 告 六 予約に基づく業務の実施	
四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項		法 五 入所施設の有無	
五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	◎生活保護指定助産師	告 一 生活保護指定助産師	
	◎受胎調節実地指導員	告 二 受胎調節実地指導員	
	◎業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴	法 三 常時業務に従事する助産師の氏名 告 四 助産師の略歴及び年齢	
六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項		告 七 休日又は夜間における業務の実施	
		告 十五 安全管理のための体制を確保している旨	
七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項			
八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報提供に関する事項		法 六 助産録に係る情報を提供することができる旨	
		告 五 当該助産所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号	
九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項		法 八 その他厚生労働大臣の定める事項	
	◎分べんの介助の実施	告 八 分べんの介助の実施	
	◎自宅分べんの介助の実施	告 九 自宅分べんの介助の実施	
	◎保健指導の実施	告 十 保健指導の実施	
	◎訪問指導の実施	告 十一 訪問指導の実施	
	◎健康検査の実施	告 十二 健康検査の実施	
	◎当該助産所で行われた分娩の件数	告 三 当該助産所で行われた分娩の件数	
	◎妊産婦数及びじょく婦数	告 十四 妊産婦数及びじょく婦数	
	◎受診の便宜を図るためのサービス	告 十三 費用の支払方法又は領収に関する事項	★通訳の配置→○
		告 十六 対応することができる言語	
		告 十七 当該助産所の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類	
		告 十八 駐車設備に関する事項	
	◎開設者に関する事項	告 十九 理事長の略歴、年齢及び性別	
	◎外部監査を受けている旨	告 二十 外部監査を受けている旨	
◎財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	告 二十一 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録期間に登録している旨		
◎患者満足度調査を実施している旨又は実施結果を提供している旨			

## 医療広告ガイドライン骨子案

(骨子案)

## 医療広告ガイドラインについて

- ・ 地方自治法に基づく技術的な助言として策定する指針とし、局長通知で周知。
  - ・ さらに個別の事例集については、Q&Aにより随時周知する予定。
- 

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の骨子

はじめに

- ・ 地方自治法に基づく技術的な助言として策定する指針である旨。
- ・ 随時改善を図る事後チェック機能を働かせるため、随時検討を行い、必要に応じて本指針の見直しを行う旨。

## 第1 広告規制の趣旨

## 1 医療法の一部改正の趣旨

- ・ 患者・国民の選択を支援する観点から、広告可能な内容を相当程度拡大した旨。
- ・ 広告規制違反について、行政機関による報告徴収、立入検査及び広告の中止等の改善措置を命ずる規定を設置し、間接罰の適用に移行（虚偽広告については、直接罰の適用を維持）した旨。

## 2 広告の基本原則

## (1) 広告を行う者の責務

医業若しくは歯科医業又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告を行う者は、その責務として、患者等が広告内容を適切に理解し、治療選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない旨。

## (2) 広告可能な事項の原則

- ・ 患者等の治療選択に資する情報であること。
- ・ 医療の内容等については、客観的な評価が可能であり、検証が可能であること。

## (3) 禁止される広告

- ・ 医療法及び厚生労働省告示で広告が可能な事項とされていない事項。  
例：治療効果。患者の感想。医療機関内で販売する健康用品の広告。
- ・ 虚偽広告。（→直接罰）

- ・比較広告。
- ・誇大広告。
- ・公序良俗に反する内容の広告。(新設予定)
- ・広告を行う者が客観的な事実であると証明できない内容の広告。(新設予定)
- ・品位を損ねる広告の内容。(新設予定)

### 3 改正の内容

- ・現行の制度で広告可能な事項は、引き続き広告可能である旨。
- ・「包括規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大した旨。
- ・行政機関による監視の実効性を向上するため、間接罰制とした旨。(虚偽広告は、直罰制を維持)

### 4 他の法律における規制との関係

- ・薬事法等の他法令に違反する広告は、他法令に基づく指導・処分等の対象となる旨。
- ・他法令に違反するとの理由で、医療法の広告違反が免責されることはない旨。
- ・複数の法令に違反していると思慮される場合には、密接に他法令の担当部署と連携し、処分についても、関連部署と連携して効果的な処分を実施する旨。(一部の法令のみによる処分やそれぞれの法令で処分するかは、事例に応じて考えること。)

## 第2 広告規制の対象範囲

### 1 広告の定義 (三要件)

- ①誘因性 (患者等の受診を誘因すること)、
- ②認知性 (一般人が閲覧可能なこと)、
- ③特定性 (医業若しくは歯科医業を提供する者又は病院若しくは診療所が特定可能であること)。

- ・上記、①～③を満たす場合に広告と見なす旨。
- ・伏せ字や暗示表現でも対象となる旨。
- ・院内掲示、院内で配布するパンフレット、インターネット上のホームページ (バーナー広告は対象) は、原則として広告ではない旨。

### 2 広告規制の対象者

- ・医師又は歯科医師や病院等の医療機関だけでなく、マスコミ、患者、一般人であっても規制の対象である旨。
- ・「広告ではない」との記載がある事例、外国語による広告、いわゆる二段広告、記事風広告、タイアップ本等も広告である旨。
- ・日本国内向けであれば、外国人や海外の事業者も規制対象である旨。

### 第3 広告可能な事項について

- (1) 医療法及び告示により規定された広告可能な事項の説明。
  - ・患者の理解が可能な分かりやすい表現での説明も可能である旨。
  - ・文字に限定せず、写真やイラストも可能である旨。
- (2) 広告とは扱わない事項の説明。
  - ・風景やレイアウトとしての幾何学模様、芸能人の写真、広告制作者名、作成日等  
→ それら自体は、医療に関する広告ではないので、差し支えない。ただし、芸能人が推奨したり、受診している旨の表示は、受診を誘因するので、広告事項となり、広告可能な事項ではないため不可となる旨。

※具体的な事例と解説についても示す予定。

### 第4 広告不可能な事項について

- (1) 医療法による禁止
  - ・医療法及び厚生労働省告示で広告が可能な事項とされていない事項。
  - ・虚偽広告。
- (2) 医療法施行規則による禁止
  - ・比較広告。
  - ・誇大広告。
  - ・公序良俗に反する内容の広告（新設予定）
  - ・広告を行う者が客観的な事実であると証明できない内容の広告（新設予定）
- (3) 本ガイドラインによる禁止
  - ・品位を損ねる内容の広告

※具体的な事例と解説についても示す予定。

- 例：・絶対安全な手術です！  
→ 絶対安全な手術は、医学上あり得ないので、虚偽広告と扱う。
- ・比較的安全な手術です。  
→ 何と比較して安全であるか不明であり、客観的な事実と証明できない事項に当たる。
  - ・患者の体験談の紹介。  
→ 患者の体験談の記述内容が、広告が可能な範囲であっても、患者の主観であり、客観的な事実ではないことから、広告可能な事項ではない。
  - ・著名人も当院で治療を受けております。  
→ 優良誤認（他の医療機関より著しく優れているとの誤認）を与える恐れがあり、事実であっても、広告可能な事項ではない。

## 第5 相談・指導等の方法について

### 1 苦情相談窓口の設置

患者や住民からの苦情相談窓口を設置する旨

### 2 消費者行政機関との連携

消費生活センターに寄せられた苦情・相談の情報の入手等、消費者行政機関との連携に努める旨

### 3 報告聴取、立入検査等

#### (1) 病院等の場合

#### (2) 病院等以外の場合（広告代理店、個人等）

※ 指導、立入検査、是正命令等のスキームについて記載する予定。

## 小動物獣医療に関する検討会報告書

平成 17 年 7 月 29 日

農林水産省消費・安全局長 殿

小動物獣医療に関する検討会

座長 佐々木 伸雄

本検討会は、平成 17 年 1 月より 6 回にわたり、小動物獣医療に関する諸課題について検討を重ねた結果、次のように意見をとりまとめたので報告する。

## 4. 獣医療における広告規制について

### (1) 現状

獣医療法第17条により、何人も「獣医師の専門科名」、「獣医師の学位又は称号」等一部の事項を除き、獣医師又は診療施設の業務に関しては、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないと規定されている。これらの事項に関する広告の制限の趣旨は、獣医療に関する専門的な知識を十分に有していない飼育動物の飼育者等を惑わし、あるいは不測の被害が生じることがないようにすることにある。しかしながら、最近においては飼育者の獣医療に対する関心の高まりと相まって、飼育者から診療施設に関する情報提供が求められるようになってきている。

狂犬病予防法においては、「狂犬病の予防注射」を行うことが犬の所有者に義務づけられているほか、動物の愛護及び管理に関する法律においても犬・ねこがみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがある場合に、その繁殖を防止するため生殖を不能にする措置等を行うように努めることとされている。地方自治体では、「狂犬病の予防注射」や「去勢手術・不妊手術」の実施を推進しているが、その処置を行うことに対する広告が制限されているため、広告制限について一定の緩和が行われるよう要望が出されるなど獣医療における広告制限のあり方について見直しを行うことが必要となっている。

なお、医療においても、獣医療と同様に患者保護の観点から、医業等の広告を規制しているが、情報提供を進め、患者の選択を通じてわが国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくことを目的として、広告可能な事項が拡大されている。

### (2) 課題

近年、飼育者の獣医療に対する要望は多様化しており、飼育者が獣医療に関する情報をより適切に入手できるようにすることが必要である。獣医療における広告制限については、平成4年に一定の緩和が行われているが、以上のような状況に鑑み、その緩和を一層推進することが望まれる。しかしながら、一方で近年の小動物獣医療現場において、悪質な勧誘診療や比較広告、不当な低料金の診療等により、適切ではない麻酔方法や術式の手術などが行われ、飼育動物の健康に被害が生じるなどの事例も散見されている。こうした現状を踏まえると、広告制限の緩和をした場合、技能とその料金を併せて広告することにより、飼育者が不当に誘引され、被害が生じる事例が増加することも懸念される。

### (3) 提言

小動物診療に関する飼育者の知識が向上する中、技能、療法及び経歴に関する事項の中には、飼育者にとって不利益となるおそれの少ない事項や反対に有益な事項もあると考えられる。広告規制を緩和する場合の考え方としては、①いずれの診療施設においても実施可能な一般的な診療行為であること、②飼育者が惑わされるおそれの少ないこと、③飼育者にとっての情報の必要性などを十分に勘案した上で、進めることが重要である。

また、第17条第1項に規定されている「専門科名」として認められる範囲について、現在の獣医療の実態に即して見直すことが適切である。

本検討会では、医療及び獣医療における広告規制を比較し、獣医療の実態を考慮した上で、獣医療において、広告可能としても差し支えないと考えられる事項を別紙4に列記した。ただし、低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、料金広告や比較広告の禁止などの措置を十分に講じた上で、広告の規制緩和を行うことが肝要である。

なお、獣医療法第17条における広告の制限については、十分に獣医師に理解されておらず、同法に抵触するおそれのある広告も行われている現状に鑑み、行政当局も（社）日本獣医師会等と協力して、例示を示すなど周知徹底を図る等、必要な対策を講じる必要がある。

## 広告制限の特例とする事項（検討会案）

- 1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項に規定する予防注射その他の予防注射を行うこと（ただし、価格を併せて広告することはできない）
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第20条第1項に規定する生殖を不能にする手術を行うこと（ただし、手術方法、麻酔方法、価格を併せて広告することはできない）
- 3 薬事法第2条第1項に規定する医薬品を用いた犬糸状虫症の予防措置を行うこと（ただし、医薬品の種類、価格を併せて広告することはできない。）
- 4 飼育動物の健康診断を行うこと（ただし、特定の疾病名、価格を併せて広告することはできない。）
- 5 薬事法第2条第4項に規定する医療機器を所有していること
- 6 獣医師法第16条の2第1項に基づき、農林水産大臣の指定する診療施設であること
- 7 獣医師法第6条に規定する獣医師名簿の登録年月日及び獣医療法施行規則第1条第4号の診療施設の開設年月日
- 8 獣医療法施行規則第1条第7号の診療の業務を行う獣医師が獣医療に関する民法第34条の法人に加入していること（ただし、獣医師の専門性を示すものでないものに限る）

## 専門科名

### 専門分野を示す科名

外科、整形外科、内科、繁殖科（産科、臨床繁殖科）、放射線科（臨床放射線科）、皮膚科、泌尿器科、腫瘍科、消化器科、循環器科、呼吸器科、眼科、歯科、アレルギー科、画像診断科

### 対象動物を示す科名

#### 例

大動物専門科、牛専門科、豚専門科、馬専門科、鶏専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科、エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科、ハムスター専門科、フェレット専門科、は虫類専門科 等

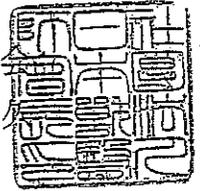


17日獣発第231号  
平成18年2月13日

獣医事審議会

会長 本多 英一 様

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義彦



獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について  
(回 答)

貴審議会におかれては、日頃より動物医療提供体制の整備等について大所・高所からご審議を頂いておりますこと厚く御礼申し上げます。

今回、平成18年2月3日付け17獣審第40号をもって、貴職より意見照会のあった標記の件については、本会の意見を別紙のとおりとりまとめたので、提出いたします。

【別 紙】

平成18年2月13日  
社団法人 日本獣医師会

## 獣医師等の業務に関する広告制限の特例について

### 1 はじめに

- (1) 獣医療法においては、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項に限定し、その広告を原則禁止した上で、広告しても差し支えない事項及びその広告の方法等について必要な制限を省令で定めることができるとしていますが、広告制限の目的は、適切な獣医療の確保にあります。
- (2) したがって、省令において広告しても差し支えない事項（以下「特例」という。）及び特例に係る広告の方法等に関する制限事項を定めるに当たっては、①獣医師等の業務に関する広告の制限の法令上の枠組みが前記（1）のとおりとされていることを前提に、②最近における動物臨床技術の高度化・専門分化に対する社会的要請の高まりや診療提供形態の多様化の動向、動物医療トラブルの増加等の社会問題の深刻化の現況等を踏まえ、③動物飼育者の動物医療技術の適切な選択の容易化は、動物医療の質の確保を通じ確保されるとの観点に立ち、④動物医療技術の情報開示はどのようにあるべきかの検討が必要と考えます。
- (3) 本件の審議に当たっては、単に要望があるから等の理由により、規制緩和の一環として安直に処理することのないようお願いします。

### 2 諮問内容の審議に当たり留意願いたい事項

#### (1) 動物医療と人の医療における広告制限規定の相異

- ア 獣医療法及び医療法が定める広告制限の目的は同じとしても、①医療法における広告の制限は、医業又は診療所に関しての一切の広告を禁止した上で、広告して差し支えない事項を限定列記するとともに、虚偽広告、比較広告、誇大広告を行ってはならないとしてい

るが、②獣医療法における広告制限は、前記1の(1)に示したとおり獣医師又は診療施設の業務に関し、その技能、療法、経歴に関する事項についてのみ広告することを禁止した上で、技能、療法、経歴のうち、広告して差し支えない事項を省令委任により定めることができる仕組みとされています。

イ したがって、獣医師等の業務に関する広告制限の特例を定めるに当たっては、そもそも獣医療法において広告制限の対象は技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、本則において料金等が広告制限の対象とされておらず、また、広告の内容・方法についても制限措置が講じられていない点に留意する必要があります。人の医療において広告制限が解除されている事項であるからとして単純にこれを解除すべきとの論は成立しないと考えます。

## (2) 動物医療の質の確保の必要性

ア 広告とは、「顧客の誘致を目的にサービスの内容等を広く告知させること。」とされており、規制緩和若しくは情報提供の名の下で、動物医療に関する広告制限を無闇に解除した場合、結果として顧客誘致を目的とする営利目的の診療勧誘が助長されるのは明らかであります。

イ 動物診療の現状をみた場合、特に小動物臨床の現場においては、獣医学系大学における臨床教育及び卒後の臨床研修体制がともに整備途上にある中で、新規参入者の継続的増加による獣医師の需給緩和基調が継続しております。一方、取り締まりが徹底されていないことを後目に明らかな広告制限違反行為を繰り返し、結果として動物医療の質を貶める特定獣医師又はそのグループによるいわゆる勧誘診療がまん延しており、これが小動物臨床の過密状況と新規参入獣医師の継続的増加により一層助長され得る土壌にあります。

ウ 今回、諮問事項の1の(1)から(5)において示された疾病の予防措置等の基礎的スキル・療法や特定医療機器の所有を広告して差し支えない事項とした場合、広告合戦による顧客の囲い込みを前提としたいわゆる勧誘診療を助長させ、動物医療の信頼確保を損なう

ばかりか競争激化による質の低下を招き、消費者利益を結果として侵害することになりかねず、このことは、獣医療法の趣旨に明らかに反するものと考えます。また、予防注射の実施等の基礎的技能・療養は、国家資格としての診療の独占権を付与された獣医師であれば等しく容易に行い得る診療行為であり、これらの行為が実施可能か否かの広告をあえて規制緩和してまで行う政策上の必要性はないと考えます。加えて、広告制限違反事例がちまたにあふれ、都道府県当局による徹底した取り締まりと指導が困難とし、当局の都合で広告制限の緩和を行うとするならば本末転倒といわざるを得ないと考えます。

### (3) 業務に関する価格広告の扱い

ア 諮問事項の2において諮問事項の1の(1)から(4)までの事項の広告の方法等に関する必要な制限として価格を併せて広告することがあげられていますが、前記(1)のイにおいて示したとおり獣医療法における広告制限の対象は、獣医師等の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のみであり、価格に関する事項は制限対象とされておられません。

イ したがって、獣医療法の本則を改正し業務に関する制限事項に価格を追加するのでなければ価格に関する事項の広告を制限することはできないことに留意する必要があると考えます。(第17条第2項の省令委任の規定は特例に係る事項の広告の方法等についての制限を行えるとする規定であり制限対象とすべき事項は本則で定める必要があるのは明らかであります。また、罰則の適用対象の関係からみても不都合が生じることとなります。)

## 3 検討の方向

### (1) 諮問事項について

ア 獣医療法が規定する広告制限の目的は、適切な獣医療の確保、すなわち、動物医療の質の確保であります。獣医療法における広告制限の枠組み及び現下の小動物臨床提供の現状を踏まえた場合、広告制限の特例は、真に動物医療の質を確保する上で積極的に情報提供すべき事項、動物飼育者にとって適切な選択が可能な事項に限定す

べきであり、情報開示の下に安易な規制緩和は行うべきではないと考えます。

イ 広告制限の特例として新たに定める事項は、獣医療政策を積極的に推進する上で必要な事項に限定するとともに、新たに特例として定める事項については、動物飼育者に対する広告の効果について法令等による一定の保証措置の確保の裏付けのある事項、すなわち諮問事項の1についてみれば(6)から(8)に限定するとともに、次の事項を追加することが必要と考えます。

(ア) 農林水産大臣が指定する公益法人が行う動物臨床の専門性に関する認定を受けた獣医師専門医であること

(イ) 農林水産大臣が指定する公益法人が行う獣医師の生涯研修を修めた生涯研修修了認定獣医師であること。

ウ 獣医療法第17条第1項本則において広告制限の適用除外とされた事項及び同第17条第2項の規定に基づき広告の特例として省令で定められた事項の虚偽広告、比較広告、誇大広告の制限を本則において定め、医療法と同様、違反事例に対しての罰則の適用が必要と考えます。

(2) 今後検討すべき事項について

諮問事項の1の(1)から(5)に掲げる事項の中には、例えば狂犬病の定期予防注射のように法令に基づく動物飼育者の受検(診)義務として課せられた動物医療行為があり、その的確な実施を公共団体の事務として積極的に普及・啓発する必要がありますが、これら公共団体の施策推進に係る普及・啓発活動は、「公告」又は「広報」として扱われるべきものであり、「広告」とは明確に区分する必要があることは言をまちません。国、都道府県等の公共団体自らが行う、又は公共団体の施策推進のため公共団体から委託を受けた公益法人が行う動物医療行為の普及・啓発活動については「公告」又は「公告の広報」の扱いとし、「広告」との区分の一層の明確化を図る必要があると考えます。

## 社団法人日本獣医師会からの意見について

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

## 1 広告規制のあり方について

- ① 獣医師や診療施設の選択に必要な情報として、飼育動物の飼養者に提供すべきである「技能、療法及び経歴」のうち「獣医師の専門技術（いわゆる専門医）」については、飼育動物の飼養者が最も必要としている情報であると考えられ、小動物獣医療に関する検討会（以下、「検討会」という。）でも広告制限の特例とすることについて議論された。

しかしながら、我が国の獣医療分野においては、専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組みが確立しておらず、客観性が保てないことから、現段階でこれらを広告制限の特例とすることは妥当ではないと結論づけられた。

- ② 予防注射、避妊・去勢手術、フィラリア症の予防措置、健康診断を実施することについては、いずれの診療施設でも実施される一般的な診療行為であり、誇大な広告や他の診療施設と比較した広告を制限すれば、飼養者が惑わされるおそれが少ない事項であることから、検討会において広告制限の特例とする事項として提案されたことに基づき、諮問事項としている。

- ③ 虚偽広告は不正競争防止法により、誇大広告については、不当景品類及び不当表示防止法によりすでに規制されている。また、「広告の方法その他の事項について必要な制限」として、「提供する獣医療の内容が他の診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。」及び「提供する獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。」を新たに獣医療法施行規則に規定することにより、飼養者を惑わす広告は制限できると考えている。

- ④ 違反広告については、行政指導を行っているところである。獣医療法第17条第1項に違反した者には罰則規定も設けられているが、本条は「獣医療に関する専門的な知識を十分に有していない飼育動物の飼養者等を惑わし、あるいは不測の被害が生じることがないようにする」ことを趣旨として規定されており、違反事例として告発された結果、飼養者を惑わせたり、不測の被害を被らせるようなことがないことから、不起訴等になった事例もあり、違反が繰り返されている事例も報告されている。

## 2 獣医療の質の確保

- ① 獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項では、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとするとして規定されている。近年、犬、猫等の小動物の診療業務に就業する獣医師が毎年500名程度いることから、小動物の診療業務に関して臨床研修を行う診療施設を確保する必要があるとあり、本年1月26日に小動物臨床研修診療施設指定基準を定め、別添のとおり都道府県に通知したところである。今後は、より多くの獣医師が臨床研修を行うことができるよう体制の充実を図り、獣医療の質を確保したい。
- ② また、広告を制限することと獣医療の質を確保することには直接の関係はなく、現在、広告制限の特例事項として諮問している事項は、いずれの診療施設でも実施できる診療に関する事項であること、比較広告及び誇大広告を制限していることから、これらを広告することにより、競争が激化し、獣医療の質の低下を招くことはないと考えられる。

## 3 獣医師による不正な行為の助長

- ① 薬事法第24条において、「販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し（略）てはならない。」と規定されており、獣医師であるなしにかかわらず、無許可で医薬品を販売している場合、本条違反となる。
- ② 予防接種を行うとして、実際にはその投与を行わず、予防接種代金を飼育動物の飼養者から得る行為は、刑法等に違反していると考えられる。
- ③ いずれにせよ、獣医療法第17条により獣医師の不正行為は規制できない。